○　○　自　治　会　規　約

第１章　総　　　則

（目　的）

第１条　本会は、以下に掲げるような地城的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

　(1) 会員相互の親陸活動に関すること。

　(2) 専門部会活動に関すること。

　(3) 島本町及びその他の関係団体との連絡調整に関すること。

　(4) その他、会の目的達成に必要と認められること。

（名　称）

第２条　本会は、○○自治会（以下「会」という。）と称する。

（区　域）

第３条　会の区域は、島本町○○▲丁目×番□号から××番□□号までの区域とする。

（事務所）

第４条　会の事務所は、○○○に置く。

第２章　会　　　則

（会　員）

第５条　会の会員は第３条に定める区域に住所を有する者、事業所及びこれに準ずる者とする｡

（会　費）

第６条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第３章　役　　　員

（役　員）

第７条　会に、次の役員を置く。

　(1) 会　　長　１人

　(2) 副 会 長　２人（若干名）

　(3) 書　　記　１人

　(4) 会　　計　１人

　(5) 監　　査　２人

　(6) 専門部長　１名（各専門部会から）

　(7) 班　　長　１名（各班から）

（役員の選任）

第８条　会長は、総会において、会員の中から選任する。

２　副会長、書記及び会計は、会員の中から総会の同意を得て、会長が委嘱する

３　監査は、前各項以外の会員の中から総会の同意を得て、会長が委嘱する。

４　専門部長は、各専門部員の中から選出する。

５　班長は、各班の中から選出する。

（役員の職務）

第９条　会長は、会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　書記は、会務を記録する。

４　会計は、会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する

５　監査は、会計及び業務執行状況を監査する。

６　専門部長は、各専門部を代表し、専門部の業務を行う。

７　班長は、各班を代表し、会の円滑な運営に協力する。

（役員の任期）

第10条　役員の任期は、○年とし、再任を妨げない。ただし、班長の任期は１年とする。

２　役員の辞任その他の理由により、役員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職を行わなければならない。

第４章　会　　　議

（会　議）

第11条　会の会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

（総　会）

第12条　総会は、定期総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。

２　定期総会は、会長が招集し、年１回開催する。

３　臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

　(1) 会長が必要と認めたとき。

　(2) 会員の３分の１以上の請求があったとき。

４　総会の議長は、出席会員の中から選出する。

５　総会は、会員の２分の１以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない会員は、委任状の提出により出席したものとみなす。

６　総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

７　総会は、次の事項を議決する。

　(1) 事業運営の基本的事項に関すること。

　(2) 予算及び決算に関すること。

　(3) 規約等の制定改廃に関すること。

　(4) その他、会の運営に関する重要事項。

（役員会）

第13条　役員会は、監査以外の役員で構成する。

２　役員会は、会長が必要と認めるとき、会長が招集する。

３　役員会の議長は、会長がこれにあたる。

４　役員会は、次の事項を議決する。

　(1) 総会に付議すべき事項。

　(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。

　(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

５　急を要する事項は、役員会で決議執行し、次の総会で承認を受ける。

（専門部会）

第14条　専門部会は、各専門部会員で構成する。

２　専門部会は、各専門部会長が必要と認めるとき、各専門部会長が招集する。

３　専門部会の議長は、各専門部会長がこれにあたる。

４　専門部会は、所管する専門の事項を企画し、執行する。

第５章　組　　　織

（専門部会）

第15条　会に、次の専門部会を置く。新規事項が発生した場合、役員会の議決を得て新たな専　門部会を設けることができ、次の総会で承認を得るものとする。

　(1) 環境衛生部　会の環境整備、改善に関する企画及び事業の実施。

　(2) 体　育　部　体育活動の企画及び事業の実施。

　(3) 文　化　部　文化活動の企画及び事業の実施。

　(4) 防災防犯部　防災防犯活動の企画及び事業の実施。

　(5) 婦　人　部　婦人活動の企画及び事業の実施。

　(6) 広　報　部　広報機関紙の発行。

　(7) ○　○　部

　(8) ○　○　部

２　専門部会の部会員は、会員の中から、会長が指名する。

（班）

第16条　会の運営を円滑に行うため、班を置く。

２　班の編成は、役員会で議決し、次の総会で承認を得るものとする。

３　班は、各班の会員の中から輪番制により班長を選出する。ただし、高齢者及び心身障害等で職務の遂行が困難であると認められる場合は、本人の申し出により免除することができる。

（自治会長連絡協議会）

第17条　会は、広城的間題の解決のため、自治会長連絡協議会に参加し、連絡調整を行う。

第６章　会　　　計

（会計年度）

第18条　会の会計年度は、毎年４月１日から翌年の３月31日までとする。

（経　費）

第19条　会の運営に関する経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

（監　査）

第20条　監査は、年１回以上会計監査を行い、総会において報告しなければならない。

第７章　雑　　　則

（備付け帳簿及び書類）

第21条　会には、規約、会員名簿、議事録、金銭出納簿、収支証票綴り及び備品台帳を備えな ければならない。

（委　任）

第22条　会の規約施行のための必要な細則は、役員の議決を得て会長が定める細則を定めたときは、次の総会で承認を得なければならない。

　附　則

　この規約は、○○年○○月○○日から施行する。